神楽坂一丁目诵信局 会則

第一章 総則

第一条 名称

当団体は「神楽坂一丁目通信局」(以下「局(つぼね)」)と称し、その略称として tbn または TBN を用いる.

第二条 目的

局は、各局員が日々の共同的活動を通じてコンピュータに関する技術を習得し、それを磨き上げ、将来の活動の糧として活用していけるよう支援することを目的とする.

第三条 構成

局は、局員と部によって構成される.

第二章 局員

第四条 資格

局に参加できるものは次のように定める.

- ・東京理科大学に在籍する者.
- ・ 局への活動に参加できる他大学生、またはそれに準ずる者.

第五条 局員

第七条に定める局費を納めた者を局員とする. 但し, 退局した者や卒業生はこれに含めない. 局員は年度ごとに名簿によって管理される.

第六条 退局

局員は大学卒業と同時に退局する. 在学中の局員でも, 局長に退局する旨を伝えることで退局することができる. 退局した者は退局した次の年度以降の名簿から削除される. また, 第八条に定める運営委員会から除名処分を受けた局員は、その年度を以って退局する.

第七条 局費

局費は一年度に二千円とし、入局時乃至各年度のはじめに納めるものとする. 局費は退局時を含めて原則返還されない.

第八条 役員

局は以下のように役員を定め、運営委員会を構成する.

- ・代表者を定める.この者は第二条の目的達成の為に局をまとめ、指導する.
- ・副代表者を定める、この者は代表者を補佐し、全体の庶務を行なう、
- ・会計担当を定める、この者は局の金銭及び所有物の管理を行なう.

第九条 任期

役員の任期は、承認から一期、即ち一年間とする.

第十条 役職

局は必要に応じて特定の役割と権限を持った役職を置く. 役職は代表者が局員の中から任命する.

第三章 総会

第十一条 定義

総会は局の最高議決機関であり、全局員で構成される。総会の運営・進行と記録は、総会参加者の中から総会の承認を得て選出した議長と書記によって行われる。

第十二条 召集

総会の召集は、代表者が総会の目的を毎回全局員へ周知した上で行う。

第十三条 成立

総会は全局員の三分の二以上の出席によって成立する。欠席する局員は議長へ委任状を提出することができるが、これは出席者の半数を超えない分だけ有効とされる。その場合は欠席する旨を代表者へ事前に直接知らせなければならない。

第十四条 議決

総会の議決は全出席者の過半数の承認による.

第十五条 定期総会

局は、各年度の六月及び十二月下旬に定期総会を行う. 当会の目的は主に、 決算報告、予算の承認、役員の承認、部の設立の承認、会則の改正の承認、及 び第二条に関連した項目である.

第十六条 臨時総会

第十五条に定める定期総会以外の総会を臨時総会と呼ぶ。運営委員会の決定または全局員の四分の一からの要請があった場合に代表者が召集を行う。 当会の目的は第二条に関連した項目及び代表者が審議の必要性を認めた項目の議決である。

第四章 部

第十七条 目的

部は、第二条の目的を各部が掲げる特定の分野で達成することを目的とする.

第十八条 構成

部の創立は総会で承認される. 部は部長と部員によって構成される. 部に参加している局員を部員と呼び, 部長は部員の中から選ばれて総会で承認を受け, 代表者によって任命される. 部長は部をまとめて指導し, 必要に応じて部内に新たな役職を設置することができる.

第十九条 解散

部の解散は総会において承認される.

第五章 附則

第二十条 改正

局員は会則の改正や補足事項の追加について、年度ごとに検討しなければならない.

第二十一条 施行

本会則は2015年4月1日より施行される.